

四日市市告示第 34 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和6年 2月 1日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	別名100号線	別名一丁目3728-1 別名一丁目3728-3	5.0~10.6	26.0
2	ときわ69号線	ときわ三丁目704-7 ときわ三丁目704-11	5.0~9.9	40.5
3	日永68号線	大字日永字貝之谷5040 大字日永字貝之谷5047-3	6.0~20.1	299.5
4	采女114号線	采女町字小藪116-1 采女町字小藪116-1	5.0~7.9	33.0
5	采女115号線	采女町字小藪222-1 采女町字小藪222-6	5.0~7.8	34.9
6	小古曾東32号線	小古曾東三丁目2308-3 小古曾東三丁目2326-6	6.0~13.2	72.6
7	小古曾東33号線	小古曾東三丁目2326-1 小古曾東三丁目2306-10	6.0	40.7
8	西富田55号線	西富田三丁目653-8 西富田三丁目653-2	6.0~6.2	131.8
9	蒔田38号線	蒔田三丁目64-3 蒔田三丁目65-11	6.0~9.7	68.3